

## 事業評価書 (事前・事後)

平成18年8月

評価対象 (事業名)	工賃倍増計画支援事業費補助金	
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
	関係部局・課	

## 1. 事業の内容

## (1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	8	障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること
施策目標	1	障害者の住まいや働く場ないし活動の場を整備すること
	I	障害者の住まいや活動の場を整備すること

## (2) 事業の概要

事業内容 (新規・一部新規)				
障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃の水準は低く、障害者が自立して生活するためには、工賃を引き上げる必要がある。本事業は、都道府県ごとに工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた5か年計画(工賃倍増計画)を策定し、同計画に基づき都道府県が実施する事業に対して、平成21年度までの3年間、国が補助を行うものである。				
予算概算要求額				(単位:百万円)
H15	H16	H17	H18	H19
—	—	—	—	500

## (3) 問題分析

①現状分析 障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃の水準は低い(月額1.5万円)。
②問題点 現状の低い工賃では、障害者が地域で自立して生活することは困難であるため、工賃を引き上げる必要がある。
③問題分析 一般に、福祉施設においては、生産管理、営業、労務管理等の経営管理に関する意識や経験能力が必ずしも高くなく、工賃に関するインセンティブにも乏しい状況にあ

る。また、一般に、施設利用者においても、就労に対する意識が必ずしも高くなく、企業、自治体等の発注者サイドにおいては、福祉施設における製品等に対する偏見や、品質・納期等に関する不安を持っている例がみられる。

④事業の必要性

目標工賃の設定・公表、目標達成のための具体的な方策の策定、達成状況の公表を行うなど、本事業による補助の下で、都道府県の作成した工賃倍増計画に基づき事業を実施することにより、現行工賃水準の倍増を図り、もって障害者の自立した地域生活の促進に資するものである。

(4) 事業の目標

目標達成年度			—			
政策効果が発現する時期			本事業により国が補助を行う期間が平成21年度まで、5か年計画による取組が平成23年度までであることから、これらの時期までに、当該時期に応じた政策効果の発現が見込まれる。			
アウトカム指標	H19	H20	H21	H22	H23	目標値/基準値
平均工賃の水準						月額1.5万円の工賃の倍増
(説明) 当該指標により、本事業による障害者の工賃の向上度合いを検証する。			(モニタリングの方法) 事業実施報告			

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 全国の各地域で、障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃水準を向上させるためには、個々の福祉施設の取組を超えて、行政の関与が必要である。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 全国の各地域で、障害福祉サービスを提供する事業所における障害者の工賃水準を向上させるためには、一定の財政規模を備えた広域自治体である都道府県が、地域の実情を踏まえつつ、工賃倍増計画を策定する一方、国としては、同計画に基づき都道府県が実施する事業に対する補助を通じて、地域間の格差の是正など、全国的な視野に立った配慮を行うことが必要であり、かつ、国と地方との連携の下で本事業を実施していく必要があることから、国の関与が不可欠である。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由)			

本事業は、都道府県が自ら策定した工賃倍増計画に基づき実施する事業に対して、国が補助を行うものである。

一方、当該事業の実施に際しては、現行工賃水準の倍増に向けて、個々の福祉施設の取組への支援と連携が重要となる。

緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
--------	---------------------------------------	----------------------------

(理由)

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行により、障害者施策が「施設福祉から地域生活支援へ」と転換する大きな流れの中で、障害者の地域生活への移行を促進するための本事業の実施には、緊要性がある。

## (2) 有効性

政策効果が発現する経路

○都道府県ごとにおける工賃の倍増を図るための具体的な方策等を定めた5か年計画（工賃倍増計画）の策定及び同計画に基づく事業の実施

↓

○福祉施設の経営改善、工賃向上に関する施設職員の意識改革、施設利用者の就労に対する意識の向上

↓

○その結果としての障害者の自立した地域生活の実現

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本事業の実施により、現行工賃水準の倍増に向けた取組が成果を上げることで、各地域において自立した地域生活を送ることができる障害者が増加するものと見込まれるとともに、今後の福祉施設における施設経営の改善につながるものである。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

高齢の方や障害の程度の重い方、就労意欲の低い方など、必ずしも工賃の向上を望んでいない者に対しては、目標工賃水準の算出等、本事業の有効性の評価において、一定の配慮が必要である。

## (3) 効率性

手段の適正性

本事業は、都道府県が自ら策定した工賃倍増計画に基づき実施する事業に対して、国が補助を行うものであり、国と地方公共団体との間の適切な役割分担により、効率的かつ適正な実施が図られるものである。

また、現行工賃水準の倍増については、個々の福祉施設の取組のみでは達成が困難な課題であるが、本事業を実施することにより、他業界の方式を参考にするなど、現行工賃水準の倍増に向けた取組を支援することで、障害者の自立した地域生活への支援及び今後の福祉施設における施設経営の改善につながるものであることから、本事業は手段として適正である。

費用と効果の関係に関する評価

本事業の実施により、現行工賃水準の倍増に向けた取組が成果を上げることで、各地域において自立した地域生活を送ることができる障害者が増加するものと見込まれるとともに、今後の福祉施設における施設経営の改善につながるものであり、費用面

における効果は大きい。	
他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無 （有の場合の整理の考え方）	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
—	

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況  
なし。
- ③総務省による行政評価・監視等の状況  
なし。
- ④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
  - ・ 「障害者自立支援法案に対する附帯決議」（平成17年10月13日参議院厚生労働委員会）（抄）
    - 二 附則第三条第三項に規定する検討については、就労の支援を含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、三年以内にその結論を得ること。
- ⑤会計検査院による指摘  
なし。